

## 住宅以外で、課税対象になるもの、ならないもの

### 市販の物置

…土地への定着性で判断します。

#### 非課税

地面の上に置いただけのもの



地面に固定していない

#### 課税

モルタルなどで地面に固定したもの



地面に固定している

### 車庫

…土地への定着性と外気分断性で判断します。

#### 非課税

周りの三面を囲っていないカーポートなど



#### 課税

周りの三面を囲った造りのもの



### 農業用・園芸用ハウスなど

…土地への定着性と資材(耐年性)で判断します。

#### 非課税

資材がビニール製であるもの



#### 課税

アクリル樹脂製などで、ビニールでないもの



### 倒壊した家屋

…非課税です。

明らかに倒壊している家屋は、家屋本来の目的である「用途に供し得る一定の利用空間」が形成されていない(用途がない)ため、課税対象になりません。



## 家屋のQ&A よくある質問

**Q** 古くなった家を所有していますが、納税通知書が届きません。課税台帳への登録はどうなっているのでしょうか？

**A** 家屋は、課税標準額の合計額が20万円未満の場合、固定資産税が免除されます。この場合、納税通知書は送付していません。ただし、課税台帳には登録されています。

**Q** 平成26年1月2日に古くなった家を取壊しましたが、平成26年度の納税通知書に記載があり課税されていましたが？

**A** 地方税法により固定資産税の賦課期日は、毎年1月1日と定められています。この日より後に取壊した家屋は平成26年度は課税対象になります。

**Q** 家屋が1棟しかないのに、納税通知書には2棟分の記載がされていましたが、間違いではないでしょうか？

**A** 増築をした場合や建築年が異なる建物、用途が分かれる建物は、それぞれを1棟の建物として納税通知書に記載しています。また、1棟の家屋でも構造が異なる場合(一部が木造で一部が鉄骨造など)も同様です。



ご不明な点や、家屋で気になることがありましたら  
税務収納課資産税係へお問い合わせください。

# 家屋調査を実施します

税務収納課 ☎57-8504

市内すべての家屋について、固定資産家屋課税台帳に登録されている内容と現況を見比べ、公平で適正な課税を行うための調査(全棟調査)を実施します。

固定資産税は、市民税とともに地方自治体において主要な税であり、地方自治体の経営における財源として重要なものです。この調査を基に、固定資産税のより一層適正な課税を図ります。

また、調査を行うことにより、災害発生時において、家屋の「罹災証明書」の発行を正確に行えるようにします。

家屋とは、「住家、店舗、工場、倉庫その他の建物」のことです。

## 課税対象になる条件は3つ

**1 土地への定着性**  
土地に定着して建造されている(基礎がある)。

**2 外気分断性**  
屋根・壁などに囲まれ風雨をしのげる。

**3 用途性**  
居住、作業、貯蔵などのために使用できる。

この3つの要件すべてを満たすものが家屋と認定され、固定資産税の課税対象になります。  
床面積の大小は関係ありませんが、室内の高さが1.5m以上のものが課税対象になります。

## 調査方法は？

### ① 事前調査(1次調査)

現在、事前調査(一次調査)として航空写真を利用し、課税台帳に登録されている事項(所在地・床面積など)と現況の家屋を比較し、増築や未評価家屋、取り壊しの確認作業をしています。

### ② 家屋を仕分け

事前調査の結果、取り壊しをしている場合は課税台帳から削除し、未評価と思われる家屋については現地調査することを決めます。

### ③ 調査案内文書を送付

現地調査が必要となった家屋の所有者に、個別に案内文書を送付します。

### ④ 現地調査(2次調査)

調査員が直接お伺いし、調査します。

■ 現地調査の方法や調査日程などは、改めて広報や案内文書などでお知らせします。

調査への協力を  
よろしく  
お願いします！

